

義務教育費国庫負担廃止問題をめぐって

一財源上の表層の論議に終始せず、日本の教育制度の抜本的改革との関わりの中から論議せよー教育費の濫費をなくせ

現在、義務教育に携わる教員の人件費の半額は国が負担することになっている。それは次のような法律の定めに基づいている。「国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、(中略)に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出の二分の一を負担する。(後略)」(義務教育費国庫負担法第二条)

具体的にこれは、都道府県の公立小、中学校等の教員の人件費を指すものである。教育費の「半額国庫負担」と呼ばれている。

将来これを完全に地方自治体に負担させようとする動きがあり、その一部は既に実施に移されようとしている。これは、一つには、天文的数字に上る我が国の財政赤字を克服するための施策である。反面、相当の財源を地方自治体に移管する事により、「地方の時代」へのニーズに応えようとするものである。

これは、ある意味で文部科学省の権限を縮小する事を意味する。それ故か、同省ならびに中央教育審議会は強くこれに反対している。その論拠の最大のもの、義務教育諸学校の人件費のすべてを地方が負担する結果、富裕県と財政的に苦しい県との間で、教育条件に格差を生ずるということである。

憲法二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている、それを受けて、義務教育費国庫負担法も「(前略)国民のすべてに対し、その妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会の均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」と定めている。(義務教育費国庫負担法第一条)

しかるに、義務教育諸学校における人件費の半額を国家が負担せず、その支出を都道府県に負担させるということになれば、それぞれの地域における教育にある程度の格差を生ずることは避けられない。それは、以上のような教育の機会均等の理念に乖離する結果となる。この点を理由に文部科学省は、義務教育費国家負担を従来通り維持するよう主張するのである。

しかし事はそれほど単純ではない。教員人件費の半額を国家におんぶするという「親方日の丸」の思想は、ともすれば教育費の濫費を生み出しやすい。昨今は、教育を聖域と位置づけ、教育にはいくら金がかかっても構わないというような考えも存在するが、累積する国家赤字を考えれば、教育もコストという理念を忘れてはならない。

地方自治体によっては、最近、少人数学級や複数担任制などを導入する傾向も見受けられるが、これらが教育上どの程度効果を発揮するかは、必ずしも検討され尽くしてはいない。

むしろ児童、生徒の数が減少する中で、余剰教員の職域を維持しようとする教職員側の要求が、このような施策の拙速的实施を加速させているようにも感じられるのである。都道府県が、教員人件費のすべてを負担しなければならないということになれば、当然このあたりも厳しく検討される事になろう。

教育の本当のコストは把握されているのか

富裕県とそうでない県との間に、「教育格差」を生ずるとの批判もあるが、私は教育の水準を決めるものは決して金だけではないと考えている。我が国の公立学校の教育は、決して乏しい予算で運営されているというものではない。しかし、その教育的成果は果たしてどうであろうか。

学力は低下し、高校女生徒が母親の毒殺を図り、冷たくされたという思いこみから同学年女生徒を惨殺する男子高校生も現れている。挨拶を注意された小学生が、無抵抗の教師を殴ったり蹴ったりしたと言う報道もある。金ではない重大な何かが欠けているのでなければ、こんな馬鹿げた事件の続くはずがない。

私はむしろ、教育に要する予算のすべてを都道府県に委ねる事の方が、金を効率的に使う結果となるばかりでなく、教育の質そのものを高めるためにも効果的なのではないかと考えている。中教審、文部科学省は、明治以来最低とも言えるほどの教育荒廃の実情を、謙虚に振り返り、深く考え直して見るべきなのではないだろうか。

義務教育は確かに無償になった。今日教科書代までが無償である。だがその反面、子ども達の相当数が、月額三万、五万という月謝を払って学習塾に通っている。保護者並びに子ども達が、公立学校における教育に満足せず、高額を経費を払って「もうひとつの学校」に通っているのだから、義務教育無償の原則は、本当の意味で貫かれているかどうかすら問題にされなくてはならないのであろう。

私は文部科学省に、現在、全国の児童生徒のどの程度の数が学習塾に「通学」しているか、学習塾にはどのくらいの人数が教師として働いているか、これに支払われている人件費、保護者が支払っている月謝の総額がどのくらいの金額に上っているのかを調査して頂きたいと思う。それらに関する正確な実態調査もなく、義務教育費国庫負担の是非を論ずる事は、いささか空しく感じられてならないのである。

義務教育制度そのものの見直しを

そもそも義務教育とは何であろうか。憲法二十六条は「義務教育は無償とする」と定めている。公立小中学校における教育が義務教育である事を疑う者はあるまい。しかし私立の小中学校における教育は、義務教育ではないのであろうか。義務教育でないのなら、保護者は勝手に学校を辞めさせて良い事になる。

実はこの点は、教育基本法が「巧みに」言い抜けている。すなわち「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」(教育基本法第四条二項)というのがそれである。私立学校に通えば無償ではないが、これを公立学校に転校させれば授業料は要らないのだから、憲法が定める義務教育無償の原則は貫かれている

るといふことなのであろう。

しからば、保護者並びに児童生徒は、義務教育無償という国民の権利を行使するためには、学校選択の自由を制限されなければならないのであろうか。公立学校に対する様々な不安も語られる中で、このような学校選択の自由を制限する事は、決して許される問題ではない。

私立小中学校が授業料を徴収しているのは事実である。だがこれらの児童生徒に対しても、国家、自治体が公立学校に支出していると同額の就学助成をバウチャーその他様々な形で支給することは決してできない相談ではない。このような公私間の差別が、憲法二十四条の、「法の下での平等の理念」に合致するものとは到底考えられないのである。

義務教育そのものについても私には異論がある。義務教育制度は、保護者が教育に対する熱意を有していない場合に、その存在意義がある。だが今日、教育に対する国民の熱意は、明治初年の学制実施当時とは比べものにならない。親たちの教育熱は、史上例を見ないほどに高い。高等学校は義務教育ではないのに、その高校への進学率は九八パーセントを超えている。事実上、「高等学校の義務教育化」が達成されているのである。

そのような状況の下で、中学校を「義務」から解き放ったとしても、子どものほとんど一〇〇パーセントが中学校に進学するであろう事は疑いない。一部に進学しない生徒も出るかも知れぬが、現状でも不登校その他様々な形で中学校に登校しない生徒は存在する。

そのような、進学を好まぬ子どもを法律で縛ってみても意味のない事である。通学するか否かは、保護者と本人の選択に委ねるべきだと思うのである。「どうしても出て来なさい」ではなく、「どうなさいますか」と選択責任を求められたとき、むしろ不登校の数は減少するのではないかと私は考えている。

但し、後々になって学びたいと考える若者も現れて来るであろう。学校はそのようなとき、常に温かくこれを迎える姿勢を堅持しなくてはならない。

義務教育を小学校までとした場合も、公立の中学校に学ぶ生徒からは、授業料を徴収しないという、これまでの制度は残しておくべきであろう。立法上、多少工夫を要するが、やっでできない事ではない。

また、公立高等学校の授業料は、異常と言えらるほどに低額である。それに要する経費のほとんどは公費から支出されている。これは、屈折した形での学費の無償化、義務教育の、高等学校への事実上の延長と見るべきではないだろうか。昨今国立大学の授業料は、私たちの学生時代に比べれば、信じられないほど高額である。今や、大学における公私間格差は廃絶されたと言って過言ではない。それなのに、高等学校における公私間には驚くべき格差がある。

国家財政逼迫の折から、ここには「受益者負担」の原則が貫かれなくてはならないであろう。また公立高等学校の「事実上の無償化」とも言うべき低廉な学費を許容する、財政的ゆとりが我が国に残されているのならば、これはバウチャーその他の形で、私立高等学校にも拡張されなくてはならないであろう。

それにしても、最悪の学校制度とも言うべき六三三制は、一向に変革される気配がない。

却って「中高一貫教育」が強調される有様である。義務教育費国庫負担の廃止問題も、教育制度の抜本的改革との関わりの中で検討されなければ意味がない。それなしに、財源の行方を回り政府、自治体が右往左往する有様は、まさに正視に耐えない。我が国の教育関係者は、明日を担う子ども達の幸せを、真面目に考えているのであろうか。

（「祖国と青年」平成 17 年 12 月号掲載）